

国立大学法人東京学芸大学旅費支給基準の一部改正について

改正理由：旅費事務の簡素化・合理化等に伴い、所要の改正を行うものである。

平成20年2月7日制定

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(計算方法)</p> <p>第3 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>(削除)</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基準は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(計算方法)</p> <p>第3 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p><u>3 規則第7条第2項の規定による交通費及び同条第4項の規定による宿泊費を合算した金額を超えない範囲内で、交通費及び宿泊料に係る旅行費用を包括したパッケージツアーを利用する場合は、当該パッケージツアーに係る料金によるものとする。</u></p> <p>〔省略〕</p>